

苫小牧工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修及び成績の
評価並びに修了の認定に関する規程

規則第43号

制 定	平成15年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成17年4月1日
一部改正	平成18年4月1日
一部改正	平成22年4月1日
一部改正	平成31年3月27日
一部改正	令和3年1月20日
一部改正	令和3年12月14日
一部改正	令和5年9月22日
一部改正	令和6年10月30日

(目的)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第63条第3項及び第65条の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業及び単位)

第2条 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

- 一 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 特別研究については、45時間の研究指導をもって1単位とする。

3 学外研修については、別に定める苫小牧工業高等専門学校専攻科学外研修の履修に関する規則によるものとする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、年度当初に、履修届（別紙第1号様式）を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験、再試験とし、試験の成績は、100点法を用いるものとする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、病気、忌引、その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった

た者に対し実施する。

4 再試験は、成績の評価が60点未満の者について実施することができる。

(履修の認定)

第5条 出席時間数が、総授業時間数の3分の2以上の科目については、当該科目を履修したものと認定する。

(成績の評価)

第6条 成績は授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績その他を総合して100点法で評価し、次の区分によって評定する。

評 定	評 語	秀	優	良	可	不 可
	評 価	90点以上	89～80	79～70	69～60	59点以下

2 再試験の成績またはその他の方法により成績を再評価する場合は、60点を超えないものとする。

(単位の認定)

第7条 第5条の規定により履修を認定した科目の成績の評価が60点以上の場合には、単位を修得したものと認定する。

(再履修)

第8条 単位を認定されなかった授業科目は、再履修願（別紙第2号様式）を提出し、次年度において再履修することができる。

(修了の認定)

第9条 専攻科の修了の認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

2 修了の認定に当たっては、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていることを基準とする。

一 学則別表第5に定める科目を履修していること。

二 所定の単位62単位以上（そのうち一般科目10単位以上、専門科目52単位以上）を修得していること。

(他の系で履修した単位認定)

第10条 本校の他系で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ指導教員の許可を得た上で、他系授業科目履修願（別紙第3号様式）を提出しなければならない。これにより修得した単位は、8単位を超えない範囲で、当該系における授業科目の履修とみなし、その単位の修得として認定することができる。

(他の大学等で履修した単位認定)

第11条 大学及び高等専門学校の専攻科等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を得た上で、大学等受講届（別紙第4号様式）を提出しなければならない。これにより修得した単位は、16単位を超え

ない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位の修得として認定することができる。ただし、これにより修得した一般科目の単位は2単位を限度とし、専門科目の単位は14単位を限度とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第2項第一号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、令和2年度以前に入学した者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、令和2年度以前に入学した者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年9月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、令和2年度以前に入学した者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年10月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。